

議案第4号

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和8年2月24日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国に準じて、職員の通勤手当の額等を改定したいため。

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第1項第2号中「通勤のため自転車」を「通勤のため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「自転車等の片道の使用距離が5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,200円、10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,300円、15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,400円、20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては13,500円、25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては16,600円、30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては19,700円、35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては22,800円、40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては25,900円、45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては29,100円、50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては32,300円、55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては35,500円、60キロメートル以上である職員にあつては38,700円」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第6項を削り、同条第5項中「及び」を「、」に、「」の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすもの）に限る。第1号及び第9項において「駐

車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で
1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 第14条の4第9項中「自転車等」を「自動車等及び駐車場等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「第1条の規定による改正後の」を削る。

附則第4条中「第3条の規定による改正後の」を削る。

附則第5条第3項中「第6条の規定による改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削り、「第14条の4第3項」を「第14条の4第2項」に改め、同条第4項、第5項及び第7項中「新給与条例」を「交野市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。